

令和5年8月 蕪崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金) 13:30~14:20

2. 開催場所 蕪崎市役所 4階 大会議室

3. 出席委員(19名)

農業委員

農地利用最適化推進委員

1番	柳本 進	20番	雨宮 一夫
2番	仲田 孟	21番	曾雌 源興
3番	伊藤 光	22番	猪股 昇
4番	横森 宏尹	23番	猪股 和宏
5番	横森 武千代	24番	金丸 光太郎
6番	志村 保則	25番	今福 重幸
7番	伴野 正明	26番	小泉 尚志
8番	比志 秀樹	27番	内藤 幹雄
9番	樽林 信昭	28番	小澤 仁
10番	山本 弘行	29番	功刀 良人
11番	深澤 博文	30番	中込 秀樹
12番	鶴田 好仁	31番	小野 賢治
13番	駒井 恵二	32番	井上 清
14番	山本 昌巳	33番	志村 圭一
15番	秋山 武仁		
16番	矢崎 芳章		
17番	飯野 直人		
18番	浅川 節子		
19番	堀川 喜美雄		

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	5件
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	10件
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	1件
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：結城 正剛

事務局次長：早川 洋

書 記：小屋 了・志村 奈美

6. 会議の概要

<事務局長>

ただ今から令和5年8月 韮崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いいたします。

<会 長>

(会長あいさつ)

<事務局長>

それでは、韮崎市農業委員会会議規則第5条により、本日の議案審議については、会長が議長をつとめます。それでは、議事の進行をお願いいたします。

<議 長>

本日、出席委員は農業委員19名中19名で、定足数に達しております。

次に、会議規則第16条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、6番 志村 保則 委員、7番 伴野 正明 委員 をお願いいたします。

また、会議書記には、事務局職員 小屋氏 と 志村氏 を指名いたします。

それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いいたします。

<事務局>

それでは概要説明から入らせていただきます。

議案第1号	農地法第3条の規定による申請の承認について	5件	4,558.25 m ²
議案第2号	農地法第4条の規定による申請の承認について	1件	8.29 m ²
議案第3号	農地法第5条の規定による申請の承認について	10件	10,003.77 m ²
議案第4号	経営基盤強化促進法第18条の規定による 農地中間管理権の承認について	1件	1,048 m ²
報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について	4件	16,661.24 m ²
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について	1件	1,145 m ²
合計		22件	33,424.55 m ²

となります。

次に、会務報告ですが、

8月1日、全国農業委員会職員協議会に事務局早川が出席しました。

8月7日、山梨県農業会議常設審議委員会に柳本会長及び事務局小屋が出席しました。

<議 長>

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

<議 長>

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による申請の承認について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するものが4件、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定が1件であります。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）購入予定宅地続きによる所有権移転の申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）経営拡張による所有権移転の申請であります。

<事務局>

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

<議 長>

これより、質疑に入ります。

(質問・意見なし)

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、申請番号1番から5番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

<議 長>

賛成多数ですので、議案第1号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

それでは、議案集の3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の規定による許可申請は、1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町駒井天神前、営農型太陽光発電施設設置のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番：伴野委員
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（意見・質問なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第2号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は10件となっております。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は一ツ谷西河原、敷地拡張のための申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は富士見二丁目、病院駐車

場建設のための申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山北堀、営農型太陽光発電施設（支柱）建設のための申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は上ノ山寺平、駐車場建設のための申請であります。

申請番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穂坂町宮久保南原、工場建設に伴う現場事務所、資材置場建設のための申請であります。

申請番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町北下條三宮地、認定こども園建設のための申請であります。

申請番号7番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は藤井町坂井茅林、工事用通路建設のための申請であります。

申請番号8番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は穴山町伊藤窪、個人住宅敷地拡張のための申請であります。

申請番号9番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は旭町上條北割桜木、駐車場建設のための申請であります。

申請番号10番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は龍岡町若尾新田東河原、個人住宅敷地拡張のための申請であります。

<議 長>

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からご報告をお願いいたします。

申請番号1番 : 仲田委員
申請番号2番 : 伊藤委員
申請番号3番・4番 : 柳本会長
申請番号5番 : 猪股（和）委員
申請番号6番 : 志村（保）委員
申請番号7番 : 伴野委員
申請番号8番 : 樽林委員
申請番号9番 : 中込委員
申請番号10番 : 浅川職務代理
（各委員より現地調査に基づく説明）

<議 長>

各委員の報告が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、1番から10番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第3号について、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を進達いたします。

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

<事務局>

議案集の8ページをご覧ください。今月の農地中間管理権の取得の承認については1件となっております。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用貸借権、作物：野菜、期間：10年3ヶ月、新規設定です。

<議 長>

事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

<議 長>

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地中間管理権の取得の承認について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

<議 長>

賛成多数ですので、議案第4号について原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

<事務局>

今月の報告案件、第1号・第2号についてご説明いたします。相続等による所有権移転が4件、農地法第18条による通知が1件です。議案集の9ページをご覧ください。

それでは、報告案件第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は円野町上円井嶋崎、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は清哲町折居天神前、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は中田町中條城山他、相続による所有権移転の申請であります。

申請番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）申請地は清哲町折居木戸田他、相続による所有権移転の申請であります。

次に、報告案件第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明いたします。

申請番号1番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）申請地は中田町小田川中道、合意解約の申請であります。

<議長>

報告案件について、事務局の説明が終わりました。報告案件ですので質疑等は省略いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。進行を事務局に返します。

<事務局>

（その他の件について、事務局より説明）

質疑等ございますか？

（質疑なし）

<事務局長>

内藤副委員長より閉会のあいさつをお願いいたします。

<委員長>

（閉会あいさつ）

<事務局長>

以上をもちまして、令和5年8月農業委員会を閉会いたします。

【議事に参与した者の職、氏名】

○書記：小屋 了

○書記：志村 奈美